

平成22年度包括外部監査結果報告書の概要

【監査の概要】

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査対象

県税の賦課徴収事務について

② 監査対象機関

税務課、市町村課、東部県税局、南部総合県民局及び西部総合県民局

③ 監査の対象とした期間

平成21年度。ただし、必要に応じて平成20年度以前及び平成22年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成22年5月31日から平成23年3月2日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 元井 信介

② 包括外部監査人補助者

弁護士 山本 啓司

公認会計士 井関 勝令

【監査結果報告の概要】

第1 はじめに

徳島県の税の賦課徴収手続は、概ね適正、適法になされているものといえるが、具体的な手続や事務処理の状況には様々な問題点も見られる。

これらの問題点を概観すると、

- ① 形式的に行われているだけで実効性を挙げているとはいえない、形骸化した手続や事務処理が多く見られる。
- ② 手続や事務処理にあたって記録が作成されていない、あるいは公的な記録として十分な内容の記録が作成されていない。
- ③ 法律や通知あるいはそれらの趣旨を逸脱した、あるいは趣旨を反映していない事務処理がいくつかなされている。
- ④ 税に関する制度の中には、その制度趣旨に沿っていない運用や合理的とは思われない実態となっているものがある。
- ⑤ 事務処理に関わる経済合理性や効率性を追求するという姿勢や費用対効果に対する意識が十分ではない。
- ⑥ 徴税について積極的な取り組みがなされておらず、徴収率アップに向けた意識が不十分である。
- ⑦ 情報管理が不十分であり、税に関する情報の重要性が十分意識されていない。

という傾向が見られる。

これら問題点の具体的な状況を要約すると、以下のとおりである。

第2 問題点の具体的な状況

1 事務処理等の形骸化

事務処理等の形骸化が見受けられる場面は、実に多岐に渡っている。具体的には下記のとおりである。

これは、毎年同じ事務処理等が繰り返されるために、担当者の意識が徐々に低下してしまっただけの結果ではないかと思われる。

事務処理等が的確になされるべきは当然であり、特に税に関する事務処理等の形骸化は課税漏れ、徴税漏れにつながるおそれがあるし、ひいては納税義務者の納税

に対する意識を不健全あるいは不十分なものとさせてしまう事態も危惧される。

今一度、税に関する各事務等の意義や重要性を再認識し、的確で実効性のある処理を心掛けるべきである。

① 個人県民税

- 1) 市町村からのヒアリングは、一市町村にかける時間が短時間にとどまってお
り、記録も詳細で具体的な記録とはいいい難く、事後にその内容についての適否
や対応を的確に確認することは困難である。

このヒアリングの結果やヒアリングの実施後改善事項等は当該市町村に通知
されておらず、市町村の担当者は、異動によって前任者からの引継がきちんと
受けられていないこともあるようである。

これではヒアリングによる十分な効果は期待できず、実効性のある事務処理
がなされているとはいえない。

- 2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住
所を有しない納税義務者については、具体的な調査がまったくなされていない。

結局、自主的に納入される税について形式的に受領しているだけの対応にな
っている。

- 3) 市町村から知事に対してなされる報告には、未納延滞金は記載されていない。

未納延滞金がまったく発生していないとは到底考えられないが、県はその他
の方法によって未納延滞金を確認するなどの手段は講じることなく、提出され
る報告を形式的に受領するにとどまっている。

② 法人二税

- 1) 医療法人の事業税のうち、社会保険診療事業部分は非課税とされており、課
税対象になる自由診療事業部分と区別する必要がある。この点、県はその確認
にあたって、申告書や損益計算書上の数字を形式的に確認するにとどまってい
る。

- 2) 2以上の都道府県に事務所、事業所を設けているいわゆる分割法人は、各都
道府県に納めるべき税額が、それぞれの都道府県に所在する事務所等の従業員
数によって決定される。この点、県は外形標準課税法人以外の法人については、
各法人からの申告内容を形式的に受け入れるにとどまっている。

- 3) 収益事業を行っていない公益法人等は、申請により、法人県民税が減免される。この点、県は収益事業を実施しているか否かを、税務署への申告がなされているか否かにより形式的に判断するにとどまっている。
- 4) 法人県民税均等割の金額について、県は、法人が税務署に提出する法人税申告書別表5(1)記載の金額(記載がなければ貸借対照表の数字)によって形式的に確認するにとどまっている。
- 5) 未申告法人の把握について、県は、法務局で新規に登録した法人及び税務署調査の際に申告を発見した法人のみを形式的に確認するにとどまっている。
- 6) 休業法人について、県は、基本的に法人から提出される休業届に対する書面審査及び法人税の申告状況の確認のみによって法人県民税を課税保留とし、以後はそれ以外の特段の手段をとっていない。

③ 個人事業税

- 1) 課税対象者の把握について、県は、税務署への申告の有無のみによって形式的に判断しており、独自の調査を行っていない。
- 2) 個人事業税は対象事業による収入に対して課税されるため、雑所得等、対象事業以外による収入には課税されない。この点、県は第一次的には税務署にて確認されているとの見解から、税務署への申告内容を形式的に確認するのみにとどまっており、所得区分について独自の課税指針を設けていない。
- 3) 法人と同様に、医業等を行う個人の社会保険診療事業部分については非課税とされており、課税対象になる自由診療事業部分と区別する必要がある。この点、県は一定の場合には課税対象者への照会をしているものの、照会に対する回答の内容を形式的に確認するにとどまっている。

④ 不動産取得税

課税の要件となる不動産の「取得」の事実につき、県は、法務局からの登記データ及び市町村からの情報提供によって把握している。このような把握方法だけでは現実に課税漏れが発生しているが、その原因についてきちんと検証せず、従前の把握方法を形式的に継続している。

⑤ 自動車取得税・自動車税

- 1) 身体障害者等への減免手続のうち、障害者本人運転の使用状況確認の手続は、はがきの送付のみによって行われており、その確認事項も極めて形式的な内容

にとどまっている。

また、社会福祉法人等への課税減免手続について、一度減免がなされれば以後は何ら確認をしないまま形式的に課税減免を継続している。

- 2) 自動車税は道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に課税される。この点、その登録住所を県外のままとしつつ、県内に定置場を移して使用している例も多数あるはずであるが、県は登録住所を基準に形式的に課税するのみであって、十分な対応をしていない。

⑥ 軽油引取税

- 1) 軽油流通情報管理システム上の情報について、具体的な調査検討をすることなく形式的に出力してファイルしている。
- 2) 免税等にかかる手続において、必要な報告書の提出手続を簡素化し、また報告書の内容を確認する手続をとることなく、形式的に処理している。
- 3) 在庫量に関する報告書の内容につき、明らかに不自然な内容が記載されているにもかかわらず、確認することなく形式的に処理している。

⑦ 県たばこ税

申告内容に対して県が行っている調査は、申告本数合計（各都道府県での申告本数合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数との整合性を確認するという、形式的な作業にとどまっている。

⑧ ゴルフ場利用税

ゴルフ場に対して県が行っている調査は、毎回決まった資料を閲覧するという、形式的な作業にとどまっている。

2 記録の不備

上記の事務処理等の形骸化とも深く関連することではあるが、事務処理等に当たって作成されるべき書類等の記録が不十分な状況が散見される。具体的な状況は、下記のとおりである。

特に税に関する事務処理等は県民の権利義務に直接関わる重要な内容であり、公的な記録がきちんと作成されるべきは当然である。また、定期的に担当職員が異動することが予定されており、すでになされた事務処理の適否を第三者が確認する必要もあるのであって、この意味でも具体的で客観的な記録の作成を徹底すべきであ

る。

① 個人県民税

市町村からのヒアリングの際に簡単な報告書しか作成していない。

② 自動車取得税・自動車税

身体障害者等への減免手続の際に、受付担当職員の押印欄はあるが、障害者手帳の原本確認欄はなく、確実に原本確認されているか否か、不明である。また、車両の使用状況について電話で確認した際に作成される記録は、内容面、形式面共に不十分である。

③ ゴルフ場利用税

一部の調査票には、調査に同行しているはずの職員の氏名が記載されていないなど、不十分な点がある。

④ 徴税手続

統一的な記録として情報管理されておらず、また、資力調査や滞納処分停止に関する記録の記載内容や資料の整理が不十分であるなど、記録の作成、管理のあり方に問題がある。

3 法令あるいは法令の趣旨を逸脱した処理

税に関する事務処理等の中には、法律や通知に基づく形式をとってはいるものの、その具体的な運用はこれを逸脱したり、趣旨を反映していなかったりする実態がいくつか認められる。具体的な実態は、下記のとおりである。

これは、法律や通知の本来の趣旨を十分に理解せず、あるいは実務の中で都合よく解釈するなどして運用してきた結果であると思われる。

課税等は法律に基づかなければならないという憲法上の要請を踏まえ、税に関する事務処理等では特に法令を厳格に遵守しなければならないとの強い意識を持ち、法令に基づかない運用は直ちに改める必要があるし、今後も安易な運用によって法令を逸脱等することのないよう常に意識を喚起し、具体的な態勢も整えるべきである。

① 法人二税

1) NPO法人に対する法人県民税は、徳島県税条例第20条の16第2項により、一定の要件に該当する場合に減免が認められている。ところが県は、従前申告義務を怠っていた法人についても減免を認めたり、申請時から過年度に遡って減免を認めたりしている。

このような処理は、本来課税対象である法人について一定の要件のもとに特に減免を認めた徳島県税条例の趣旨を逸脱するものである。

2) 県の見解によれば、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には以後法人県民税の納税義務が発生しないはずである。ところが、事業を停止し、事務所や事業所が存在しないことを知りながら、発生していないはずの税金について徴税のための交渉を継続していた事例があるなど、納税義務の有無について法律上の根拠を厳密に確認しないまま処理している。

3) 県は、法人事業税の更正を行っても、一定の場合には納税者に通知をしていない。この点、課税標準額又は事業税額を更正した場合に納税者に通知する必要があると定めた地方税法第72条の42の趣旨は、納税者に異議申立をする機会を付与することにあると考えられるところ、上記運用は法の趣旨に沿わない処理といえる。

② 県民税利子割

県は、県民税利子割の徴収について、一定の場合に不申告加算金や延滞金を徴収しない取扱いとしている。

このような取扱いに法律上の明確な根拠はない。

③ 不動産取得税

不動産取得税は、徳島県税条例第20条の27第1項により、申告義務が定められている。しかし、実際には期限内の申告がなされる例はほとんどない。そして、県は、本来期限内申告が必要である不動産取得税の軽減措置について、期限後申告の場合にもその適用を認めている。

仮にこの申告義務が周知されていないからといって、このような運用をすることに法的な根拠がないことに違いはない。

④ 自動車取得税・自動車税

1) 県の総務部長通達は、一定の場合に自動車税の課税を保留する取扱いを認めている。しかし、実際に県が課税保留をする場合、この総務部長通達の要件の

一部を確認していない運用が少なからず見受けられた。

このような運用は通達を逸脱している。

- 2) 身体障害者のために使用される一定の車両について、自動車税等が減免される制度がある。

この点県条例及びそれに基づく施行規則上は「専ら」身体障害者のための使用を行うことが要件とされているが、県は、上記「専ら」の判断を、月4回程度の使用があるか否かにより行っている。

しかし、月4回程度の使用で「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

⑤ 徴税手続

- 1) 地方税法は、滞納処分の停止について、きちんとした調査や事後の通知等の厳格な手続を要求している。これは、滞納処分の停止が最終的には徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を発生させることに鑑みても、当然のことである。

ところが、県では、滞納処分を停止する際に十分な調査がなされていない事例があり、滞納処分を停止することについて滞納者に通知をしない運用が通常となっている。

このような処理や運用に法的な根拠はない。

- 2) 発生した延滞金につき、納付すべき法的な義務があることはいうまでもない。

ところが、県では、本税が完納された延滞金について積極的な徴収手続をしておらず、本税が完納されていない延滞金も含めて時効消滅させてしまった事例もある。また、延滞金の具体的な発生状況についての把握すらできていない。

このような処理や実態は、県が、法的に発生している延滞金の納付義務について認識が不十分であることの表れであるといえよう。

- 3) 法人が休業した後の法人県民税や、個人が死亡した後の自動車税について、法人代表者や死亡した個人の家族だからといって、当然には納付義務を負うものではない。

ところが、県では、法的な納付義務の有無を十分に調査確認することなく、法人代表者や死亡した個人の家族に対して納税を求めている事例があった。

このような実態は、県が法的な納付義務の有無を厳格に意識していないこと

の表れであるし、仮に納付義務のないものから徴税していた場合には明らかに法律上の根拠がない手続となってしまう。

- 4) これらの徴税手続にあたる徴税吏員には、高度な知識が必要であると共に、極めて大きな権限を有することになるが、現在県では徴税吏員に対する十分な研修等がなされているとはいえない。

4 制度趣旨に沿わない運用など

税に関する制度の中には、その制度趣旨に沿っていない運用や合理的とは思われない実態となっているものがある。具体的には、下記のとおりである。

これも、やはり制度の本来の趣旨を十分に理解せず、あるいは実務の中で都合よく解釈するなどして運用してきた結果であると思われる。

制度の本来の趣旨に沿った運用や合理的な制度運用をすべきは当然であり、今一度各制度の実態の問題点を見直し、改めるべき点は速やかに改めるべきである。

① 自動車取得税・自動車税

身体障害者のために使用される一定の車両について、自動車税等が減免される制度がある。

この制度に基づく減免は、一律に全部減免という取扱いとされているが、この取扱いでは大型乗用車についても全部減免されることになる。しかしながらこのような場合には、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上の配慮を加えたものであるという制度の趣旨に沿わない結果となる。

② 軽油引取税

軽油引取税につき、特別徴収義務者に対して交付金を支給する制度がある。この制度の目的は、軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するというにあるとされている。

しかし、当然の義務を果たしているに過ぎない特別徴収義務者に対して多額の交付金を支払うという実態は果たして合理的といえるのか疑問がある。そこで、上記目的のために必要で合理的な制度の運用方法や、さらに別の方法を再検討すべきである。

③ ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税につき、特別徴収義務者に対して交付金を支給する制度がある。

この制度についても、軽油引取税における特別徴収義務者に対する交付金制度と同じく、その実態の合理性には疑問があり、本来の目的達成のために必要で合理的な方法について再検討がなされるべきである。

5 経済合理性や効率性等に対する意識が不十分であること

税に関する事務処理等では、非効率と思われる実態や経済合理性が十分追求されていない、あるいは費用対効果について意識されていない状況が散見される。具体的な状況は、下記のとおりである。

経済合理性や効率性はややもすれば見過ごされがちであり、また従前からの事務処理等を無批判に踏襲する姿勢だけでは何ら改善されない。

課税、徴税手続に関しても、コストを抑え、最大限の効果を求めることは当然であり、常に経済合理性や効率性を意識し、積極的に新たな工夫や可能な変更を検討するべきである。

① 法人二税

県税について、多額の負担金等を支出して導入、運用している電子申告システム（エルタックス）がある。しかし、県税トータルシステムとの連携が採られていないために事務手続が却って増加している。そのためか、エルタックスの広報も十分とはいえない。

この状況は非効率であるし、経済合理性にも反している。

② 自動車取得税・自動車税

1) 自動車取得税等の申告書等の精査検算や自動車税の納税証明書の交付についての委託契約は一者随意契約にて締結されているが、これについて合理的な理由は見いだしがたく、経済合理性に反している。

2) 自動車税納税通知書作成契約も一者随意契約にて締結されているが、これについても合理的な理由は見いだしがたく、経済合理性に反している。

6 徴収率アップに向けた積極的な意識が不十分であること

外部監査人から見れば、さらに努力をすれば徴収率アップにつながる対応等がい

くつか考えられる。具体的な対応等は、下記のとおりである。

課税徴税の手続には、全般に従前の事務処理等の踏襲に終始している傾向があり、新たな努力をしてみてもどれほどの変化が得られるのか分からないという消極的な意識も感じられる。

税収が減少している状況の中、少しでも徴収率アップにつながる可能性のある努力は積極的に尽くすべきであり、また課税徴税の公平の観点からも本来納税すべき者に確実に納税させるための対応をすべきは当然である。

① 個人県民税

徴収率アップのためには、特別徴収義務者の指定を増加させることが効果的である。これについて県は一定の対応をしていると説明するが、もっと積極的に取り組むことも可能であり、その姿勢は十分とはいえない。

② 県民税配当割

県民税配当割は、仮に配当等の支払いが確定したにもかかわらず、1年を経過しても支払いがなされなかった場合には、支払いがあったものとみなされて納税義務が発生する。

この点、現在の県の取扱いは、納税がされれば受領するというだけであり、上記のように配当等がなされず、1年の経過によって納税義務が発生しているケースがあるのか否か自体、把握していない。

7 情報管理に対する意識が不十分であること

税に関する情報管理が十分ではない例がいくつか見られた。

これらも、毎年同様の事務処理等を繰り返している中で、意識が不十分になってしまっていたという事情があったと思われる。

税に関する情報が極めて重要なものであり、これを取扱い、管理する立場にあることを十分に認識し、常にその管理を徹底する意識を喚起すべきである。

① 法人二税

県は、送付依頼のあった税理士に対し、前事業年度の税額や予定申告税額等が印刷された状態の申告書用紙を機械的に郵送している。

しかし、申告する法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。この場合には、それぞれの法人にとって重要な情報が根拠なく第三者に送付されていることになる。

② 自動車取得税・自動車税

自動車税納税通知書作成契約の履行の際、これを受託した業者が県に事前の了承を得ることなく別の業者に再委託をし、重要な個人情報を第三者に交付していた事実が明らかになった。この事実については、県の情報管理に対する意識が高ければ、早期に気づいた可能性があったと思われる。

③ 徴税手続

税の賦課徴収に関するトータルシステムの運用には、情報管理という面でいくつかの問題がある。

まず、各職員にログオンパスワードやアクセスパスワードの変更について指導しているとのことであるが、実際に指導に従って変更しているか否かについて確認をすることが望ましい。

そして、業務グループごとに設定されている業務パスワードは近年変更されていない。これでは、異動した職員が、過去に担当した税目の業務パスワードを入力してこれにアクセスし、データ変更することも可能である。

さらに、離席時にはスクリーンセイバーにするよう指導しているものの、パソコン自体は起動されたままとなっている。また、スクリーンセイバーを解除するときパスワード入力が必要となるように設定することを指導しているとのことであるが、その設定は各職員に任されているところ、确实、適切な設定がなされているか否かについて確認することが望ましい。

このような情報管理のあり方は十分とはいえない。

第3 おわりに

以上のとおり、県税の賦課徴収事務には、なお改善や再検討等すべき点が存在する。

今後、担当部署がこれらの具体的な点について改善等を行うことはもちろんであるが、外部監査人としては、それ以上に、各事務処理等の意義や重要性、法令に基づいた手続がなされるべきとの当然の要請、経済合理性や徴収率アップ、情報管理

など、いずれも基本的で重要な点に対する意識をしっかりと持ち、よりよい賦課徴収事務を目指していただきたく、期待するものである。

指摘・意見の一覧表

1 個人県民税
① 市町村との連携
<p>(問題点)</p> <p>個人県民税は、原則として、市町村がその個人市町村民税と合わせて徴収している。県は市町村と連携して、まずは市町村における直接的な徴収事務の効率を上げるよう、市町村のうち特に徴収率の悪いところを含めていくつかから、ヒアリングを行っている。</p> <p>しかし、このヒアリングは一市町村にかかる時間が短時間にとどまっている。</p> <p>実際に作成されている記録を見ても、詳細で具体的な記録とはいいい難く、事後にその内容についての適否や対応を的確に確認することができるとはいいい難い。</p> <p>そして、このヒアリングの結果やヒアリングの実施後改善事項等は当該市町村に通知されていない。のみならず、市町村の担当者は、異動によって翌年度にはほとんどが入れ替わってしまって前任者からの引継がきちんと受けられていないこともあるようである。これでは、県と市町村との間での問題意識が十分に共有されない結果になってしまう。</p> <p>さらに、ヒアリングをする対象は一部の市町村にとどまっているところ、果たしてそれで十分といえるのかについても疑問がある。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>県は、真剣にヒアリングによる徴収率アップを図るため、市町村からのヒアリングにつき、さらに時間を拡大するなどして充実したヒアリングを実施すべきである。また、ヒアリング後には該当市町村にヒアリングの結果やヒアリングにおける改善事項等を通知しその内容を共有すると共に、市町村には業務の継続性の重要性を伝えた上で、職員の異動がある場合にはきちんと引継するよう申し入れすべきである。そして、少なくとも数年に一度は全市町村からのヒアリングを実施すべきである。</u></p>
② 短期派遣と地方税法第48条に基づく滞納処分
<p>(問題点)</p>

市町村による直接の徴収事務には、ノウハウや経験の不足、市町村職員と納税義務者との距離が近いために（個人的な面識がある場合もあり得る）厳しい対応が取りにくいなど、一定の限界もある。

（意見）

県は、地方公務員法第17条の県職員短期派遣の制度及び地方税法第48条による直接徴収制度の積極的な活用を働きかけることにより、市町村と連携して徴収事務の効率化を図るとともに徴収率の向上を目指すべきである。

③ 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について

（問題点）

個人県民税は、県内に住所を有する個人のほか、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者に対しても課せられる。

この点、個人住民税の納税義務者の把握は、市町村による賦課行為の前提ではあるが、県としても課税もれがないよう、市町村との連携強化を図るべきである。

（意見）

県は、市町村に対してヒアリングを実施するなど、納税義務者の把握に対してもっと積極的に具体的な役割を果たすべきである。

④ 特別徴収義務者の指定

（問題点）

市町村は、納税義務者が前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ当該年度の初日に給与の支払いを受けている者については、個人の市町村民税を特別徴収の方法（給与支払者が12回に分割して毎月の給与から差し引いて納める方法）により、徴収することとされている（地方税法第321条の3第1項）。

しかし、現実には、事業者の中で、個人県民税について特別徴収を実施している者は一部となっている。

（意見）

県は、個人県民税の徴収率向上に効果のある特別徴収義務者の指定を増加させるべく、市町村に強く働きかけるとともに、自らもこれに積極的に協力すべきで

ある。

⑤ 延滞金の処理

(問題点)

個人県民税についても、延滞金が発生する。個人県民税についての延滞金は、県の有する債権であり、その徴収が必要であるとともに、これを厳密に徴収することによって全体的な納税意識を上げる効果を生むものと考えられる。

ところが、その延滞金の処理は厳密なものとはなっていない。

(意見)

延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。

2 法人県民税・法人事業税

① 申告書用紙送付について

(問題点)

法人二税は申告納付制度が採られているところ、申告書用紙は確定申告及び予定申告の時期に先立って県から事前に郵送されている。

この申告書用紙には、県から発送される時点で、法人番号、住所、会社名の他、予定申告用紙の場合前事業年度の税額や予定申告税額等が、すでに印刷されている。

そして、その法人又は関与税理士から一度税理士宛への送付依頼があった場合は、以後県は法人や税理士に事前に確認することなく、上記の申告書用紙を法人ではなく、直接送付依頼した税理士に送っている。

しかし、申告をする法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。平成21年度に担当税理士以外に申告書用紙が送付されたケースが268件あった。

(指摘)

県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。

② 医療法人等の調査

(問題点)

法人事業税について、医療法人（または医療施設にかかる事業を行う農業協同組合連合会）の社会保険診療事業については、非課税とされている。

したがって、医療法人等の法人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業部分の確認が必要である。

しかし、医療法人等については、申告書や損益計算書上の数字の裏付けについて、確認していない状態になっている。このような実情では、課税漏れが懸念される。

(意見)

県は、医療法人等の非課税部分について、直接当該法人等へ出向いて帳簿を確認したり、社会保険事務所等に存在するデータを確認したりするなどして、申告内容の妥当性を検証すべきである。

③ 分割法人について

(問題点)

2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人の場合、法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算するとされている。また、法人事業税は、課税標準の総額を従業者数等一定の分割基準によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算することとなっている。

この点外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人〔公益法人、特別法人、人格のない社団、投資法人等を除く〕）については定期的に調査を実施しているものの、それ以外の法人については法人からの申告内容をそのまま受け入れているのみであり、独自に従業者数をチェックしている様子はない。

(意見)

県は、すべての分割法人について調査することが困難であるとしても、一定の税額以上の法人については関係都道府県と情報交換するなどして、定期的に従業者数を確認すべきであるし、必要に応じて直接当該法人への照会も実施すべきで

ある。

④ 公益法人等の減免手続

(問題点)

収益事業を行っていない公益法人、NPO 法人等については、申請により、法人県民税が減免される（徳島県税条例第 20 条の 16 第 1 項）。

この点、上記団体や法人が収益事業を実施しているか否かについて、県は税務署への申告がなされているか否かによって判断をしており、特に独自の確認をすることなくこれに従って処理しているようである。

しかし、税務署からすれば、仮に収益事業を行っていても利益が出ていなければ結局課税することにならないのであるから、すべての公益法人、NPO 法人等について厳密な確認を行っていない可能性がある。

(意見)

県は、公益法人等の減免申請について、独自の調査、確認をすべきであり、一度減免決定をしたとしても、以後定期的な確認等の手続をすべきである。

(問題点)

収益事業を行っていない公益法人、NPO 法人等の減免について、ずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果、過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースがあり、中には過去に納付された税金を遡って還付しているものもあった。

(指摘)

公益法人、NPO 法人等の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

(問題点)

収益事業を行う NPO 法人のうち必要があると認められる者は、設立の日（平成 16 年 4 月 1 日以前に設立された法人については平成 16 年 4 月 1 日）以後 5 年以内に終了する各事業年度のうち収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない場合には、申請により、法人県民税均等割が減免される（徳島県税条例第 20 条

の16第2項)。

この減免申請に関しても、ずっと不申告であった法人に対し県が減免申請書の提出をうながし、結果過年度に遡って法人県民税均等割が減免されているケースがあった。

(指摘)

NPO 法人の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。

⑤ 法人県民税均等割の金額の検証について

(問題点)

法人県民税のうち均等割の部分は、資本金等（資本金＋資本準備金その他）の額によって金額が決められる。

県はこの資本金等の額について、法人が税務署に提出する法人税申告書別表5（1）記載の数字によって把握しているようであり、これ以上の確認手続は特に行っていない。

(意見)

法人県民税均等割の金額の検証については、県自ら貸借対照表を確認するなど、資本金等の額について具体的に調査確認することが必要である。

⑥ 未申告法人の把握

(問題点)

法人のうち、これまで一度も申告をしたことのない法人については、県において独自にその存在を確認する必要がある。

この点、県は定期的に法務局での調査を実施し、新規に登記をした法人についてだけは確認しているとのことである。そして、その確認の具体的な方法は、法務局に赴いて閲覧し、調査票に手書きで記録するというものである。

上記のような方法では、漏れが生じるおそれがある。

(意見)

県は、積極的に不動産取得税や自動車税の登録情報を活用して未申告法人の発

見に努めるべきである。

⑦ 休業法人の取扱い

(問題点)

法人の中には、商業登記簿上は法人格が残っているものの、実際には完全に事業を停止し、すでに事務所や事業所も存在しないような、実体が失われてしまっている法人もある。

県は、このような法人は、事務所、事業所が存在しないのであるから、法人県民税の納税義務が発生しないと解釈している。

その上で、実際の取扱いは、法人から休業届が提出されれば、基本的には書面審査及び法人税の申告状況の確認によってその課税を保留しているとのことであった。そして、課税保留後は特にそれ以外の具体的な手続はとらず、事実上課税をしていない状態が継続するという取扱いとなっている。

(意見)

県は、休業届が提出されても実際に事業停止の事実がなければ納税義務は発生し、他方で休業届が提出されなくても、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には納税義務はないという、当然の原則を十分認識し、定期的に現状を調査したり、場合によっては事務所等の現場を訪れたりするなどして、課税漏れとなっていないかどうか確認するとともに、公平な課税も心がけるべきである。

⑧ 更正の通知について

(問題点)

法人事業税については、通常、国税である法人税における所得が課税標準とされる。したがって、法人事業税において申告された所得が、当該法人の法人税の申告書における所得と異なることが発見されたときは、法人事業税の所得割額を更正するものとされている（地方税法第72条の39）。

しかし、更正を行った場合でも、その通知については、所得がプラスであり、したがって法人事業税額が発生している場合には通知を行っているが、所得がゼロあるいはマイナスであり更正の前後において法人事業税額がともに発生しない場合には通知を行っていない。

通常の場合であれば県の対応でも特段不都合の生じる場合はないと思われる。

しかしながら、県が誤って更正した場合、例えば林業所得のように法人事業税は非課税となるが法人税は課税対象となる所得があるため、法人事業税申告書の所得と法人税申告書の所得が相違していることがありうる。そのとき、県が非課税所得がないものと誤認して更正したような場合には、納税者が県の行った更正に対しての異議を申し立てる機会を奪うことになってしまう。

(指摘)

県は、納税者の権利を奪うことのないよう更正を行った場合にはすべて通知をすべきである。

⑨ 電子申告について

(問題点)

県では、平成18年1月16日から「地方税電子化協議会」が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる法人県民税、法人事業税の申告を受付している。

しかしながら、現在県のシステム上、エルタックスと県税トータルシステムとの間でのデータの連携が採られていない。したがってエルタックスで受付けたデータを紙で出力し、その後出力された帳票を県税トータルシステムに入力して処理しており、紙ベースの申告書を受理するより却って事務手続が増加している。これでは、コストに見合った活用がなされているとはいえない。

(意見)

県は、電子申告上のデータをそのままの状態ですべてデータ処理できるシステムを導入すべきであるし、電子申告についてもっと広報し、利用の拡大に努めるべきである。

3 県民税利子割

① 不申告加算金及び延滞金

(問題点)

利子割の徴収について、県税務課は、取扱いにおいて、公社債利子等にかかる不申告加算金及び延滞金について、直前1年分に納付の遅延がない者や、新たに源泉徴収義務者になった者の初回の納期など、一定の場合に徴収しないものとしている。

かかる取扱いに法律上の明確な根拠はなく、結局県税務課は本来発生しているはずの加算金や延滞金を事実上徴収していないということになるが、このような曖昧な取扱いは許されない。

(指摘)

加算金も延滞金も、徴収が大原則であり、徴収困難な場合には適切な手続を経て不納欠損をしなければならないという当然の前提を再認識し、厳密な処理を心掛けるべきである。

4 県民税配当割

① みなし規定による納税

(問題点)

県民税配当割は、株式会社等から配当等の支払いを受ける人が、その株式会社等を通じて納めるものであり、配当等の支払いを行った月の翌月までに申告して納税することが原則である。

しかし、現実には、配当等を決議したものの何らかの事情で株主等が配当等を受領しないケースも多いと思われる。

仮に、配当等の支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがなされない場合には、その1年を経過した日においてその支払いがあったものとみなして、納税することとされている(所得税法第181条第2項、第1項)。

この点、現在の県の取扱いは、納税がされれば受領するというだけであり、上記のように配当等がなされず、1年の経過によって納税義務が発生しているケースがあるのか否か自体、把握していない。

(意見)

県は納税手続をする株式会社等を把握しているのであるから、実際に配当等された額と、配当等がなされずにみなし規定によって納税義務が発生している額を照会するなどして確認し、課税漏れ防止に努めるべきである。

5 個人事業税

① 課税対象者の把握

(問題点)

県は、個人事業税の課税に必要な情報を関係税務署から入手し、その情報に基

づいて課税している。

そして、課税対象者が税務署への申告をしていない場合には、県も個人事業税の課税をしていない。

県は、仮に前年度の課税対象者が当年度申告していない場合にも、自ら特段の確認をすることなく、個人事業税を課税しない取扱いにしている。

(意見)

県は、前年度課税対象者について、当年度に申告がない場合にはその具体的な理由について確認すべきである。さらに、県は事業別の個人事業税納付者数を把握しているところ、各事業者団体に照会して同団体に所属している個人事業者数との差を確認し、差があればさらに調査を行うなど課税対象者に漏れがないようにすべきである。

② 事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別

(問題点)

個人事業税は、一定の事業がその対象であり、対象事業による収入に対して課税される。したがって、個人事業税の確定にあたっては、対象事業による収入と雑所得等それ以外の収入の確認が必要である。

これに対する県の対応としては、雑所得に該当するか、あるいは事業所得に該当するかは税務署が確認しているため、県では所得区分の判定についての統一的な処理方針を定めていない。個人事業税の課税にあたって担当者が雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細を確認することにより判定しているとのことであった。

しかし、県における対応は十分とはいえず、課税漏れが生じる余地がある。

(意見)

県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税のもれが生じないようにすべきである。

③ 医業等の調査

(問題点)

個人事業税について、医業または歯科医業を行う者の社会診療報酬事業については、非課税とされている。

したがって、医業等の個人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業分の確認が必要である。

この点、県は一定の場合には社会保険診療収入等について、課税対象者に照会をしているようである。

しかし、その内容は極めて概括的であり、しかも、具体的な資料の添付は要求していない。

また、県は医院等に出向いて直接帳簿等を確認するなどの調査は行っておらず、社会保険事務所等に存在するデータを何らかの方法で確認するなどの方法もとっていない。

(意見)

県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。

6 不動産取得税

① 申告手続の実情について

(問題点)

不動産取得税は、不動産取得の日から60日以内に申告しなければならないとされている(県税条例第20条の27第1項)。

しかし、この申告義務については十分な周知がなされておらず、県から通知をして事後的に申告を促しているのが実情で、その結果、期限内の申告がなされる例はほとんどないとのことである。

他方、不動産取得税については、一定の住宅や住宅用土地を取得した場合に軽減される措置がある。これらの軽減措置を受けるためには、上記の期限内に申告することが前提とされている。

ところが、実際には、期限内の申告手続がなされていなくても、軽減措置を認めているようである。

このように申告義務を有名無実なものとし、不申告に対するペナルティーを課さない取扱いは、不申告を助長し、課税漏れが生じるおそれがある。

(意見)

県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。

その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。

② 「取得」の事実の把握について

(問題点)

不動産取得税は、不動産を取得した人に対して課せられるものであるところ、課税にあたっては「取得」の事実を把握することが必要である。

この点、他者からの売買による取得等、承継取得の場合には、法務局から登記データの提供を受けて「取得」の事実を把握している。また、建物の新築等、原始取得の場合には、市町村から情報提供をしてもらっている。しかし、このような方法のみで果たして「取得」の事実の把握が十分といえるのか、疑問がある。

実際に、従前の不動産取得税に関する資料を確認したところ、原始取得の事実が把握できておらず、その結果不動産取得税が時効により課税できなかったケースや、未登記などのために承継取得の事実が把握できずに課税漏れとなっていたケースなども散見された。

そして、時効によって課税できなかったケース等について、県では特に集約、検証等がなされている形跡はなかった。

(意見)

「取得」の事実を把握できず課税漏れとなっていた従前のケースの原因を検証し、これを踏まえて市町村と協議、連携して、以後課税漏れが発生しないような具体的な対策や把握の方法を検討すべきである。

7 県たばこ税

① 納税義務者に対する調査

(問題点)

県たばこ税は、たばこ製造者等が小売販売業者や消費者へ売り渡し等した場合に発生するが、納税すべき先は小売業者の営業所等が所在する都道府県である。

したがって、製造されたたばこが実際にどの県で販売されたのかは各都道府県の歳入にとって非常に重要である。

この点、県が県たばこ税について行っている調査の内容は、申告本数合計（つまり各都道府県での申告本数の合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数の整合性を見るというものである。

これでは、本来は徳島県にて販売されているはずの本数が、他県にて販売されているかのような申告がなされていても、一切確認できない。

県たばこ税の納税義務者数は決して多くはないところ、例えば一定の周期で納税義務者数に対する個別の照会を行う、場合によってはその際に一定の資料の提示を求めるなどの形で調査を実施することは決して困難ではない。そして、このような調査の実施により、納税義務者側が正確な納税すべきとの意識を持つようになることも期待できる。

（意見）

県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。

8 ゴルフ場利用税

① 納税義務者に対する調査

（問題点）

ゴルフ場利用税について、県は、定期的にゴルフ場へ赴いて調査を行っているようである。

しかしその具体的な調査の内容は、2週間くらい前に事前連絡をした上で、毎回決まった資料を閲覧するというものである。そして、閲覧する資料は受付表や非課税利用申出書などにとどまっており、ゴルフ場の売り上げや税務申告に関する書類等は確認していないようである。

（意見）

県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に関する書類を見るなどして、厳正な調査をすべきである。

② 特別徴収義務者に対する交付金

（問題点）

県は、規則を制定し、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

この交付金制度は、ゴルフ場の経営者団体からの強い要望に基づき導入された制度であり、その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり、特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

(意見)

県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

9 自動車取得税・自動車税

① 課税保留の手続

(問題点)

自動車税は、本来道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によって課税される所、県は、車体検査の有効期限を6ヶ月以上経過した自動車に対する課税を保留にするという取扱いをしている。

この取扱いについて、県は、以下の総務部長通達に基づくものであると説明する。

『所在が不明の自動車

自動車の所在が不明のもので車体検査の有効期限を六月以上経過した自動車のうち、近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っても自動車の所在が不明と認められるものは、課税を保留する。』

しかし、実際の課税保留の取扱いは、上記総務部長通達に明らかに反している。

具体的には、上記総務部長通達で要件とされている「近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査」がなされている形跡はなく、「自動車の所在が不明」であることの確認がなされていない。

(指摘)

県は、自動車税の課税保留の手続の際には、上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。

② 身体障害者等への減免手続

(問題点)

自動車取得税、自動車税は、身体障害者の運転する自動車等に対しては、申請により課税が減免される（実際には全部減免のみであり一部減免はない）。

減免申請にあたって、「専ら」身体障害者のための用途に供されていることが要件となっているものがあるが、県は、「専ら」の要件を満たしているかの判断を、月4回程度あるか否かにより、行っているとのことであった。

しかし、月4回程度の使用で「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

(意見)

県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。

(問題点)

減免申請の手続では、障害者手帳の原本の提示を求め、受付を担当した職員が、減免申請書の「手帳番号」「障害等級」等の記載内容を原本で確認しているとのことである。

しかし、減免申請書には受付担当職員の押印をする欄が1ヶ所あるものの、それとは別に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄ではなく、受付に際して確実に原本確認されているか否か、必ずしも明らかではない。これでは、原本の確認漏れも否定できない。

(意見)

県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。

(問題点)

障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確

認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことである。そして、はがきが返送されない場合には、個別に電話をして現況を確認しているとのことであった。

しかし、はがきの内容だけで正確な使用状況が確認できるとは考えがたい（返送されるはがきに記載してもらうのは自動車の登録番号、住所氏名等、免許証の有効期限だけである）。

（意見）

毎年の来庁は障害者本人に負担が大きいことは理解できるが、ある程度の年数おきに来庁を依頼して直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきである。

（問題点）

障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことであり、はがきが返送されない場合には個別に電話をして現況を確認しているとのことである。この電話確認の内容は、調査リストに記録する扱いになっているようであるが、実際に残されている記録リストの内容は極めて不十分である。

具体的には、電話をした日時等が記載されていない、具体的な記載内容は前後の経緯を知っている者以外の第三者が見れば全く理解できない内容となっている、記載に代えて別の書面が綴じられているだけとなっている、鉛筆書きになっているなどの記録が散見される状態であった。

（意見）

電話確認の記録は、税の減免という重要な手続に関わるものであることを十分認識し、形式面、内容面共に厳密で客観的な記録の作成を心掛けるべきである。

（問題点）

減免の金額について、条例上は減免となっているものの実際には申請に対して要件を具備する以上、大型乗用車であっても全部減免されることになっている。

身体障害者等への減免制度は、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上で配慮を加えたものであるところ、大型乗用車に対してまで全部減免するという現行の取扱いは一般的な県民感情にそぐわないものであると思われ

る。

(指摘)

自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、減免制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきである。

③ 社会福祉法人等の自動車税の課税減免

(問題点)

社会福祉法人等が所有あるいは使用する自動車のうち、専らその本来の事業の用に供するものに対しては自動車税が課されない。

この点一度申請がなされて減免されれば、翌年度以降の自動車税について何らの確認もせずに減免とされることになる。

しかし、社会福祉法人といってもその車両が事後に他目的で使用される可能性は否定できない。

(意見)

社会福祉法人の自動車についても、使用目的等減免の要件を満たしているか定期的に確認すべきである。

④ 県外ナンバー車両に対する対応

(問題点)

自動車税は、県内に主たる定置場のある自動車所有者に課税される。

そして実務上は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に課税がなされている。

しかし、実際には他県で自動車を取得し、その後県内へ住所を移転したものの、登録住所を変更せず、県外ナンバーのままその自動車を使用しているケースが多数存在する。このようなケースは、県内に主たる定置場を移しているはずであるから、本来は本県において自動車税の課税対象者になるはずであるが、課税できない事態となっている。このような状態が望ましくないことは明らかである。

(意見)

実際の課税は、道路運送車両法の規定に基づいて登録されている住所を基準に行われることから、県が直接課税対象者に対し、登録変更を指導することは困難であるが、少なくとも県は、住所変更を行い主たる定置場所を移した場合には、

車両の登録住所を変更すべきことを広く伝え、啓発すべきである。

⑤ A 協会との契約関係

(問題点)

自動車取得税及び初回の自動車税の納付は、自動車税証紙の購入という形で納税される。県は、この自動車税証紙の「証紙売りさばき人」及び自動車税証紙の代用納付方法である自動車税証紙代金収納印の押印を行う「証紙代金収納計器取扱者」として、A 協会一者を指定し、さらに、この A 協会と、「自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の精査検算業務並びに自動車税の納税証明書（継続検査用）の交付業務」についての委託契約（以下「本委託契約」という）を、一者随意契約にて締結している。

これにより A 協会は、証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者として、県から証紙売りさばき手数料（現在は証紙売りさばき手数料は取扱いがないため発生していない）及び証紙代金収納計器取扱手数料を受け取り、かつ本委託契約に基づく委託料を受け取っている。

本委託契約は、昭和 58 年からずっと一者随意契約にて締結されているが、このような契約について、競争原理が働かず、したがって経済合理性の追求がなされない一者随意契約にて締結することは、疑問がある。

また、本委託契約の業務を行ううえで証紙代金収納計器の取扱いは不可分に発生する作業であり、いわば一連の作業といえる。この一連の作業に対して実際は上記のとおり A 協会が、証紙代金収納計器取扱者としての手数料と本委託契約に基づく委託料を受け取っており、その金額は合計 27,736,225 円にも上る。

(指摘)

県は、同一業者に対し委託料に加えて証紙代金収納計器取扱者としての手数料を支払うにしてもその額はかなりの低額とすべきである。さらには、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法やその他入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。

⑥ 自動車税納税通知書作成契約について

(問題点)

県は、自動車税納税通知書作成契約を、A社との間で昭和40年代から一者随意契約にて締結している。

自動車税納税通知書作成契約の委託料は一者随意契約にて締結するには高額であり、その妥当性には疑問がある。

(指摘)

自動車税納税通知書作成契約については、より多くの参入を得られるような工夫を行い、今後も継続的に入札等を導入すべきである。

(問題点)

自動車税納税通知書作成契約では、県からA社に対して自動車税の課税に関する情報がデータで交付され、A社はそれをもとに通知書等を印刷し、封入封緘し、納品する。

このように、A社は極めて重要な個人情報を取り扱う立場となることから、契約上数々の義務を負担している。

ところが、A社は平成21年度の自動車税納税通知書作成について、封入封緘方式に対応することができないという理由から、その大半の作業を県外の業者に再委託していた。

再委託については、県に事前の了承を得るという手続は一切とられなかったし、事後的な報告もなされていなかった。

A社の処理に問題があったが、外部監査人が調査確認するまで事態を認識すらしていなかった県の対応も問題があった。

(指摘)

県は、特に課税等高度な個人情報については、その管理を徹底するとの意識を持ち、委託契約に伴って外部に情報を交付する際には厳密な確認や対応が必要である。

9 軽油引取税

① 他県納税義務者の調査

(問題点)

軽油は、基本的には特約業者から石油製品販売業者へ現実の納入行為がある場合に課税されるが、その中で他県在住の特約業者から徳島県への納税義務が発生

するケースがある。

この点、県内の特約業者については定期的に実地調査を行い、申告内容の妥当性を検証しているが、他県在住の特約業者の申告内容については、特段のチェックがなされていない。軽油引取税の申告については、他県での申告内容がシステム上確認できるようになっており、また、各種不一致リストが出力されているが、その情報量が多く、しかも、データの中に、原因の追究が非常に困難な不一致や、記入者による単純な記載誤りを原因とする不一致等が含まれていることから、出力されたものをそのままファイルしている状況である。

しかし、これでは課税漏れの危険は否定できない。

(意見)

軽油流通情報管理システムの運用には、毎年度約400万円弱の費用が発生している。県は、この費用を無駄にしないためにも存在するシステム上の情報を有効活用し、他県納税義務者の調査を実施すべきである。

② 特別徴収義務者に対する交付金

(問題点)

県は、規則を制定し、軽油の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

この交付金制度の目的は、軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、軽油引取税の最終的な負担者は消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担することになる軽油引取税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

(意見)

県は、軽油引取税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付金の交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

③ 軽油引取税の免税等に係る手続

(問題点)

軽油引取税は、船舶の動力源や農業、林業用の機械の動力源に軽油を使用する

場合など、法令に定められた特定の用途に使用される軽油については、一定の手続を受けることにより、軽油引取税の課税が免除される。

このような免税を受けられる軽油の使用者には、県から免税証が交付される。そして、免税軽油使用者が実際に免税対象となる目的のみに使用しているか否かについては、報告書を提出してもらうことで確認する取扱いとなっている。

この点、徳島県税事務処理要綱では、この報告書の提出手続を簡素化している。例えば、農業用の機械の動力源に使用する軽油に関する免税については、レシートのみ提出だけでよいとされている。

しかし、軽油引取税の免税については、事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であるのであるから、安易に報告書の提出手続を簡素化するのは問題である。

また、報告書の内容について、具体的な裏付け資料の提示を求める、あるいは個別に聞き取り等調査をするなど、確認の手続をとっている様子はない。

さらに、実際に免税証の発行状況を確認したところ、免税証を森林組合名義や漁業組合（あるいは組合代表者）名義で発行されているケースが散見された。これらのケースでは、軽油をまとめて購入して各組合員の使用量を取りまとめて報告するという形式を採っている。しかし、このような形式であれば、なおさら正確な報告がなされているのかどうか、疑問が残る。

また、軽油を保管するタンクを管理している組合ならまだしも、このようなタンクを管理していない組合についても、組合代表者名義でまとめて購入しているケースがあり、このような形式で免税を認めてよいのか、疑問がある。

(指摘)

軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。

④ 在庫差についての調査報告書

(問題点)

県は、特別徴収義務者から、毎月の軽油の在庫量の変動について報告書を提出してもらっている。

しかし、県がこの内容をきちんと確認しているのかどうか、強い疑問がある。
この点、外部監査人が一部の報告書の内容を確認したところ、毎月のように実在庫量が帳簿在庫量よりも大きく上回っている特別徴収義務者がいた。そして、このような不自然な内容に対して、県が特段確認を行った様子はなかった。
これではこのような報告書の提出を求めている意味がない。

(意見)

県は、提出される在庫量に関する報告書をきちんと確認し、不自然な点があればさらに具体的な調査をすべきである。

10 徴税手続

① 事務分担及び管理

(問題点)

徴税手続は、各地区ごとにその担当者が割り当てられている。そして、各担当者は自分の担当地区における様々な種類の税全般につき、徴税手続事務を処理している。

その処理については、各担当者の判断に委ねられている部分が多い。

県は徴税手続の状況を、担当者及びその上司、管理者の3名によるミーティングを開いて進行管理をしていると説明する。

しかし、このような個別のミーティングだけで、課内全体での分析会議がなされている様子はない。

また、個別のミーティングにおいて担当者等が作成しているメモの内容を確認しても、どのような報告、分析、検討、対応がなされているのかが十分に確認できないし、具体的に問題点を議論したり事後の徴収方法について検討したりした形跡はうかがわれない。

このような管理の状況では、県全体の徴税手続が統一的に、また遺漏なく処理されているのか、十分に確認できない。

(意見)

地区ごとに事務を分担する以上は定期的に全体的な会議を開いたり議論の内容を統一的に記録したりするなど、情報をきちんと管理する態勢や手続を整える必要がある。

② 記録の作成、管理

(問題点)

徴税手続に関連した記録の作成、管理には不十分な点が見受けられる。

また、滞納処分¹の停止や資力調査に関する記録では、そもそも照会結果の書面が残されていなかったり、銀行調査はわずか四行に対する照会結果しかなかったり、保険やその他の財産についてどのような調査をしたのかがまったく記載されていなかったり、一部については「未回答」という結果しか残していなかったりしている例もあった。このように記録の作成、管理としては不十分であり、当時の処理の是非を事後的に確認することがまったく意識されていない。

(意見)

これらの事情に鑑みても、徴税手続について記録を作成し、管理することは極めて重要であって、県はこの重要性を十分に認識し、円滑な事務引継ぎ及び事後的に処理の是非が確認できるような記録の作成及びその管理を徹底すべきである。

③ 滞納処分等の手続

(問題点)

県の徴税手続では、滞納処分¹の停止や欠損処分に際して、必ずしも厳密で慎重な処理がなされているとはいえない。

滞納処分¹の停止は、その要件が明確に定められ、かつ滞納処分停止の継続によって徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を発生させることに鑑みれば、滞納処分¹の停止をする場合には、上記の要件に該当しているか否かについてきちんと調査確認をする必要がある。ところが、実際の手続でなされている調査は不十分という他はない。

また、滞納処分¹を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならない(地方税法第15条の7第2項)。ところが、実際の手続では、このような通知はなされていない。

さらに、県では即時欠損をする場合の明確な基準が作られておらず、即時欠損を行っている例があった。

(指摘)

県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。

④ 延滞金の処理

(問題点)

県の徴税手続では、本税の徴収がなされればよしとして、その反面延滞金についてはあいまいな処理がなされている事例が少なからず見受けられた。

例えば、具体的な滞納事案に対する処理の中で、本税については長期分割による納付を求めているものの、延滞金については事実上納付を求めず、その結果延滞金の納付義務が時効により消滅してしまっている例があった。

また、本税が納付された後に残存している延滞金については、まず、「未納延滞金のお知らせ」と題する通知を送付し、それでも納付がない場合は1度だけ催告書を送付しているにとどめている。そして、延滞金のみが残っている事案に対して、差押え等の手続に及んだことはない。このような処理では、滞納者は本税を納付したことですべての納税義務を果たしたという意識を持ってしまい、延滞金の納付義務が残っていると自覚できないことになる。

そして、延滞金については本税の納付があった時点でその額が調定されるという取扱いのため、本税が未納となっている延滞金の額は表面化しない。こうして表面化せず、結局調定もされず、納付もされなかった延滞金は、不納欠損処分もされない。したがって、県は、実際には本税が完納されていないため表面化していない延滞金がいくらあるのか把握できない結果となっている。

(指摘)

県は、このような延滞金の存在意義等に鑑み、これをきちんと徴収すべきとの意識を明確に持ち、法的に発生した延滞金についてはすべて把握し、かつその納付状況を集約すべきである。

⑤ 納税義務者の確認

(問題点)

県の徴税手続では、事情の変更があった場合に厳格な納税義務者の確認がなされず、本来納税義務者でない者に納税を求めていたケースがあった。

(指摘)

県は、厳格な納税義務者の把握を徹底すべきであり、間違っても納税義務者でない者に納税を求めることがないようにすべきである。

⑥ 徴税吏員の資格と権限

(問題点)

徴税吏員とは、道府県知事から委任を受けた道府県職員のことであるが（地方税法第1条第1項第3号）、実務的には徴税担当になった職員が、内部的な辞令によって徴税吏員の資格を取得することになる。この徴税吏員の権限は極めて大きく、多岐にわたっている。したがって、徴税に関して必要な知識等は相当高度なものであり、かつ決して容易に習得できるものではない。

このように高度な知識等を要求され、また極めて大きな権限を有することとなる徴税吏員については、手厚い研修等により必要な知識等を正しく習得させ、誤った権限の行使がなされることのないような態勢を整える必要がある。

ところが県では、新たに徴税吏員になった職員は、年4回（のべ日数7.5日）程度の研修を受けることで、その知識等を得ることとされている。しかし、この程度の研修等で、必要な知識等が正確に習得できるとは考えがたい。

(意見)

県は、徴税吏員の行使しうる権限の大きさに鑑み、新任徴税吏員に対する手厚い研修を行い、必要な知識等を正しく習得するうえで十分な態勢を整えて、真の徴税吏員にふさわしい職員を養成すべきである。

⑦ 税の賦課徴収に関する情報の管理

(問題点)

県職員には一人一人に行政事務用パソコンが割り当てられており、税務課職員はこのパソコンを使用して県税トータルシステムに接続している。

そして、このシステムを利用すれば、税務課職員のパソコンからはすべての税（そのパソコンを使用している職員が担当している税だけでなく）に関する情報を見ることができる。

しかし、このシステムの運用には以下のような問題がある。

第一に、県職員には、行政事務用パソコンに設定されているログオンパスワード

ドを各職員において定期的に変更するよう指導しているとのことである。また、税務課職員には、県税トータルシステムへの接続の際に必要なアクセスパスワードを各職員の異動の際に変更するよう指導しているとのことである。これらの点については、実際に指導に従った変更がなされているか否かについて何らかの形で確認をすることが望ましい。

第二に、県税トータルシステムでは、業務グループごとにパスワードが設定されているが、この業務パスワードは近年変更されていない。これでは、他の税目担当へ異動した税務課職員が、過去に担当した税目の業務パスワードを入力してこれにアクセスし、データ変更することも可能である。このようなことはしてはならないルールになっているとのことではあるが、情報管理を職員のモラルに依拠してしまっている状態には問題がある。

第三に、税務課職員には、離席時にはスクリーンセイバーにすること、スクリーンセイバーを解除するときパスワード入力が必要となるように設定することを指導しているとのことである。しかし、これではパソコン自体は起動されたままとなっているため、情報管理として不十分である。また、スクリーンセイバーに切り替わるまでの時間や解除時のパスワード入力の要否についての設定は各職員に任されているところ、これが確實、適切に設定されているか否かについて何らかの形で確認することが望ましい。

これらの県税トータルシステムの具体的な運用を見るに、情報管理に対する意識が十分とはいえない。

(意見)

県は、税の賦課徴収に関する情報管理の重要性を十分に認識し、近年変更が実施されていない業務パスワードについては定期的に変更し、離席時にはパソコンの電源を落とすよう徹底し、さらに職員が使用するパソコンの各パスワードの定期的な変更やその他適切な設定がなされているか否かについて確認するなど、情報管理態勢を徹底すべきである。